

## 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年(2021年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日までの5年間

2 内容

目標1：年次有給休暇の有効的な利用を促進し、付与日数が10日以上となる職員の取得日数を1人当たり年間6日以上とする。

<対策>

令和3年10月～ 年次有給休暇の計画的な取得状況確認を定期的に行う。  
取得状況に応じて個別に取得促進を図る。

目標2：職員の育児休業の取得率について、現状を下回らないこととし、部分休業制度や子の看護休暇制度等の周知、情報提供を行う。

<対策>

令和3年10月～ 職員の男女を問わず、育児休業等が取得できることを、また育児休業復帰後の働き方にも柔軟に対応できることの周知を徹底する。

目標3：職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発

<対策>

令和3年10月～ 職員一人ひとりにとって働きやすい職場を目指し、意識を改めたり、その慣行をなくしたりするための、情報提供や研修を行う。